

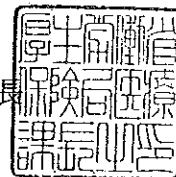
写

保医発第0630002号
平成21年6月30日

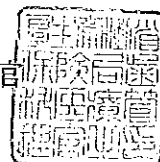
地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第342号）が公布され、平成21年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成21年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(78)の次に次のように加える。

(79) 胸郭変形矯正用材料

ア セットを使用する場合は、脊椎固定用材料に属する特定保険医療材料及び固定クリップ（伸展術時交換用）の費用は所定点数に含まれ、別途算定できない。

イ セットは1回の手術につき2セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づきこれ以上のセットを算定する場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。

ウ 固定クリップ（伸展術時交換用）は1セット当たり2個を上限として算定できる。

エ 固定クリップ（伸展術時交換用）は伸展術時のみ算定できる。

オ セットの設置又は既に設置されたセットの交換を行うための手技料は、区分番号「K142-2」脊椎側彎症手術を算定する。なお、当該点数の「注」の加算は算定できない。

カ 固定クリップ（伸展術時交換用）を用いた伸展術の手技料は、区分番号「K029」筋肉内異物摘出術に準じて算定する。

(80) 経皮的動脈管閉鎖セット

経皮的動脈管閉鎖セットを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。

(81) 脳動静脈奇形術前塞栓材

ア 脳動静脈奇形術前塞栓材は、脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、術前処置としての血管塞栓術を目的として使用した場合に限り算定できる。

イ 脳動静脈奇形術前塞栓材を使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。

ウ 当該保険医療材料を使用する場合の手技料は、区分番号「K615」血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管）を算定する。